

令和6年3月7日

令和6年度 清瀬高等学校体育施設開放 団体登録について

清瀬高等学校では、都立学校開放事業としてグラウンドの施設開放を実施しています。施設の利用に当たっては事前に団体登録が必要です。登録を希望される団体は期限までに申請して下さい。また、使用希望日も伺いますので、希望調査票をご提出ください。

なお、本校では、清瀬市又は隣接する市の団体に優先的に開放していますので、予めご了承ください。

記

1 登録の要件

登録できる団体は、次の条件を満たすものとします。

- (ア) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10人以上の団体
- (イ) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (ウ) アマチュア活動を目的としている団体
- (エ) 営利を目的としない団体
- (オ) 団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体
- (カ) その他学校開放事業運営委員会が定める条件を満たす団体

また、「施設使用に関する決まり」を遵守することが必要です。

2 団体登録申請方法

① 登録申請書 ② 登録団体構成表 ③ 施設使用日希望調査票 に必要事項を記入し、学校に持参又は郵送で期限までに必着で申請して下さい。

3 申請書等の提出期限

令和6年3月29日（金）午後5時 必着

4 令和6年度の施設開放日（予定）

別紙のとおり

（担当・申請先）〒204-0022

東京都清瀬市松山3-1-56

東京都立清瀬高等学校 経営企画室 開放事業担当

電話 042-492-3500